

○須山委員長

おはようございます。それではただいまから、環境厚生委員会を開会いたします。

本日の委員会はお手元の次第のとおり、健康福祉部及び病院局、環境生活部の順で所管事項の審査及び調査を行います。

なお、本日中に終了しない場合は、明日引き続き未了分を行います。

では、これより健康福祉部及び病院局所管事項について審査及び調査を行います。

はじめに、健康福祉部長の挨拶を受けます。

安食健康福祉部長。

○安食健康福祉部長

おはようございます。須山委員長、久城副委員長はじめ、委員の皆様方には平素から健康福祉部の各種施策の推進に格別の御支援と御協力をいただいております、改めてお礼を申し上げます。

本県の100歳以上の高齢者の状況について申し上げます。国が9月17日に発表した令和6年全国の100歳以上高齢者数によりますと、本県は人口10万人当たりの高齢者数が今年も全国1位となり、全国1位となるのは今年で12年連続となりました。健康寿命の延伸に取り組んでおります本県に取りましては、大変喜ばしいことでございます。将来にわたって生き生きと健康で暮らすことは県民誰もの願いでありまして、地域の活力にもつながるものと考えております。人生100年時代。高齢者が生きがいを持って地域の支え手として健康で御活躍いただけるよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

そして、先週の金曜日9月27日に行いました、がん検診受診率向上街頭キャンペーンには、環境厚生委員会の委員の皆様をはじめ、多くの議員の皆様、健康長寿しまね推進会議の構成団体の皆様にたくさん御参加をいただきました。誠にありがとうございました。

本日、健康福祉部からは令和6年度補正予算案4件について御審議いただきますとともに、報告事項5件について御説明をさせていただきます。

なお、本日昌子次長は所用により欠席させていただいております。御了承くださいますようお願いいたします。

委員の皆様方には引き続き、御支援、御指導いただきますようお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○須山委員長

ありがとうございました。

次に、病院事業管理者の挨拶を受けます。

山口病院事業管理者。

○山口病院事業管理者

おはようございます。病院事業管理者の山口でございます。

病院局を代表いたしまして一言御挨拶申し上げます。

須山委員長、久城副委員長をはじめ、委員の皆様には日頃より県立病院に対しまして格別の御理解、御支援をいただきまして感謝申し上げます。

まず、今年度の中央病院の経営状況でございますが、入院、外来収益につきまして、本年4月から8月までの5か月を昨年度と比較いたしますと、2億2,000万円余、約

3%の増収となっております。一方で、物価高騰に伴う診療材料費や光熱費の高止まりが持続しておりますので、今後も厳しい経営状況になることが想定されております。持続可能な医療提供体制を維持するため、引き続き医療の質の向上による診療報酬単価の増、そして支出の見直しなど、経営改善の取組を進めてまいります。

本日は、予算案1件のほか、病院における障がい者雇用の状況及び中央病院経営改善実行プランについて報告をさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、県立病院に対しましても今後とも格別の御理解、御支援のほどよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○須山委員長

ありがとうございました。

それでは、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託された健康福祉部、病院局に係る議案は予算案5件です。

それでは、予算案の審査を行います。

第103号議案のうち関係分、第107号議案、第108号議案、第109号議案及び第114号議案について執行部から説明を受けます。

質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。

それでは、順次説明してください。

内部健康福祉総務課長。

○内部健康福祉総務課長

それでは、第103号議案、令和6年度島根県一般会計補正予算（第4号）のうち健康福祉部関係分、第107号議案、令和6年度島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所特別会計補正予算（第1号）、第108号議案、令和6年度島根県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、第109号議案、令和6年度島根県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）の4つの予算案について御説明をいたします。

では、資料の1ページをお願いいたします。まず、一般会計補正予算について、令和6年度9月補正予算案は健康福祉部関係分で、合計14億5,500万円余を増額するものでございます。

続いて、2ページから、各課の補正内容を記載しております。職員給与費については全ての課で7月1日時点の現員現給に合わせた補正をしております。

それから続きまして、3ページの上段にあります薬事衛生課では、国庫支出金返還金15億2,400万円余を増額しております。これは昨年度、新型コロナウイルス感染症対策の国費精算事務が遅れたことに伴いまして、今年度の返還額が結果として多額になったものでございます。

このほか、主な補正予算項目につきましては後ほど御説明をいたします。

次、その下、債務負担行為の補正でございます。介護保険制度施行支援事業費について、老人福祉施設整備の工期の確定に伴う年度割りの変更のため、限度額を変更するものでございます。

次に下段、特別会計の補正予算についてでございます。あさひ社会復帰促進センター診療所特別会計は、令和5年度からの繰越金の確定及び今年度の現員現給との調整により、全体で2,300万円余を減額。国民健康保険特別会計では、保険給付費と市町村納付金

の額の確定、令和5年度からの繰越金の確定に伴う予備費計上などにより、全体で20億4,700万円余を増額。母子父子寡婦福祉資金特別会計は、令和5年度からの繰越金の確定により9,400万円余を増額するものでございます。

続きまして、4ページ。主な補正項目でございます。

1番、高齢者福祉課です。介護テクノロジー定着支援事業7,800万円余につきましては、介護現場の業務効率化を加速するため、国の新たな補助制度を活用し、介護事業者による介護ロボットやICT機器等の導入に要する経費の支援について、補助率や補助上限額の引上げを行った上で予算を増額するものでございます。

5ページお願いいたします。2番、障がい福祉課、自立支援医療制度関係手続電子化システム改修事業800万円余につきましては、マイナンバーカードを利用したシステムから自立支援医療費の受給資格情報を受け取るために医療機関が行うシステム改修に要する経費を支援するものでございます。3番、子ども・子育て支援課の結婚支援事業300万円につきましては、企業からの寄附金を活用し結婚に関する情報提供により、若い世代が婚活等に動き出すためのイベントを実施するものでございます。私のほうからは以上でございます。

○須山委員長

米山病院局次長。

○米山病院局次長（県立病院課長事務取扱）

病院局資料の1ページを御覧ください。第114号議案、令和6年度病院事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

まず、概要のほうでございますけれども、県立中央病院、県立こころの医療センターそれぞれで概要のところがございますように、共済基礎年金拠出負担率の変更による一般会計負担金の減、2番目でございますが、7月1日現在の現員現給の反映による職員給与費の増減という形になっております。

2ポツ、県立中央病院を御覧ください。そのうち3行目。一般会計負担金につきましては、先ほど申し上げましたように、共済拠出年金の拠出負担率が40.9%から39.6%に変更されたことにより、1,400万円余の減額となっております。

次に6行目、費用のうちの給与費については、7月1日現在の現員現給により給与費を算定したところ、1億2,600万円余の増額となっております。職員数につきましては、1,068人から1,054人と14人減少していますが、その中でも医師が11名増加したことで約9,000万円、扶養手当、住居手当などの諸手当が増加したことで約3,000万円と全体で増となっております。

続いて3ポツ。県立こころの医療センターの予算でございます。中央病院と同じく3行目、一般会計負担金が300万円余の減額となっております。次に6行目。費用のうち給与費については1,500万円余の減額となっております。なお、職員数については177人と変わりはありません。私からの説明は以上でございます。

○須山委員長

ただいま説明がありましたが、質疑等はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○須山委員長

それでは、採決を行います。

予算案5件について、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○須山委員長

それでは、お諮りいたします。第103号議案のうち関係分、第107号議案、第108号議案、第109号議案及び第114号議案について、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○須山委員長

御異議なしと認めます。よって、第103号議案のうち関係分、第107号議案、第108号議案、第109号議案及び第114号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、付託議案の審査を終了いたします。

次に、報告事項について、執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。

それでは、順次説明をしてください。

来原健康推進課管理監。

○来原健康推進課管理監

それでは、私のほうから年3回定期的に御報告をさせていただいております国民健康保険料の滞納状況について、令和6年6月1日現在の状況がまとまりましたので、御報告をさせていただきたいと思っております。

資料が6ページになります。市町村別の数字載せさせていただいておりますが、資料の下段当たりのところに県トータルがありますので、こちらのほう御覧ください。

被保険者数は11万余、加入世帯数7万7,000余に対しまして、滞納世帯は3,596世帯であり、滞納割合は4.7%となっております。滞納割合は昨年6月1日時点と同じ割合となっております。また、滞納世帯に対して発行される短期証の交付世帯は1,243世帯。資格証の交付世帯は303世帯で、昨年同期に比べていずれも減少しております。県としましては、市町村に対して対象者の状況をよく把握して、個々の実情に応じたきめ細やかな対応を行うことなどを引き続き助言してまいりたいと思っております。私からは以上でございます。

○須山委員長

細田高齢者福祉課長。

○細田高齢者福祉課長

続きまして、介護保険料の滞納状況及び保険料等の減免の状況について、令和6年6月末現在の速報値の状況を取りまとめましたので御報告いたします。

まず、介護保険料の滞納状況についてです。令和6年6月末の滞納者数は県全体で2,330人、滞納割合は1.03%となっており、保険者ごとの内訳は表のとおりです。表の下に過去の同月の状況を記載しておりますが、滞納者は令和元年からおおむね減少の傾向で、令和5年との比較で滞納者が64人、滞納割合は0.02ポイント減少しております。

続いて右側、介護保険料の減免などの状況についてです。6月末時点での介護保険料の減免者は12人です。また、減免適応者につきましては、刑事施設への収監が最も多く、次いで風水害によるものとなっております。利用料の減免適応者は3人となっております。私からの説明は以上です。

○須山委員長

宇治郷子ども・子育て支援課長。

○宇治郷子ども・子育て支援課長

続きまして、次期しまねっ子すくすくプラン（県こども計画）骨子についてでございます。まず1の次期しまねっ子すくすくプランの概要についてです。

（1）背景、それから（2）計画の位置づけですが、国においてこども基本法が策定されたこと、そして従来の3つの大綱を一つにまとめましたこども大綱が決定されたことを踏まえまして、県の子ども・子育て支援施策を包括的に定めております、しまねっ子すくすくプランについて、その次期計画は県の子ども施策についての計画である、島根県こども計画として位置づけることとしております。

次に（3）現在のしまねっ子すくすくプランとの変更点ですが、まずは①先ほど申し上げましたこども大綱に一元化された3つの大綱、それぞれに対応するものとして県で策定しておりましたしまね青少年プラン、島根県子どものセーフティネット推進計画につきましても一元化するという形で計画を策定してまいります。また、②次期計画における主な視点についてでございますが、都道府県こども計画はこども大綱を勘案して定めるように努めるといふふうにされていることから、記載しております6つの主な視点を取り入れたものとしてまいりたいと考えております。その中から、こども基本法やこども大綱の趣旨を踏まえまして次期計画のポイントを2点挙げますと、2ポツ目、全ての子どもの幼児期、学童期及び思春期、青年期の各成長過程に応じた切れ目のない支援については、子どもに関する施策から若者に係る支援まで連続性を持って行われるよう、子どもの健やかな成長に対する支援に加えまして、教育や雇用、医療、福祉など幅広い施策を含めるということ。

次に5ポツ目、子ども・若者の社会参画や意見表明の機会を充実につきましては、12月に予定しておりますパブリックコメントにおいて、子どもに分かりやすい説明資料を作成し、意見を募集することを検討しているほか、県庁内、関係機関、民間団体等とも連携しまして、それぞれの取組の中で子どもや若者の意見を聞く場を積極的に設け、その意見を尊重し受け止め、子ども、若者目線に立った施策立案に生かしていくよう働きかけていくこととございます。

次に、子ども施策の対象者ですが、大きく子ども、それから子育て当事者が計画に定める子ども施策の対象者となります。なお、前者の子どもにつきましては、こども基本法の考え方と同様に、年齢等で線引きするのではなく、心身の発達の過程にあるものとして対象としてまいります。

（5）計画期間については、令和7年度から11年度までの5年間としております。

続いて2、次期計画における記載項目（案）についてです。基本的には、現在のしまねっ子すくすくプランの章立てを踏襲しまして、そこにしまね青少年プランや島根県子どものセーフティネット計画において記載してまいりました事項についても盛り込んでまいります。なお、第4章、施策の展開の部分におきましては、施策の柱ごとの目的や現状と課

題、施策の方向性などを記載していくこととしておりますが、その骨子となる柱立てについては別紙を用意しておりますので、この後、簡単に御説明いたします。

3、今後の計画策定スケジュールにつきましては記載のとおりというふうに考えてございます。

それでは最後に、別紙としております施策の展開部分の柱立ての案でございます。

まず、全体としましては、基本理念Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの3つの基本理念の下に8つの基本的な方向性、それから21の基本施策を置いた形で構成してございます。

その上でまずⅠ、基本理念Ⅰ、子どもを安心して産み育てることができる社会づくりにおきましては、子どものライフステージに応じた誕生期から幼児期、学童期、思春期、青年期までの切れ目のない支援とそうした子どものライフステージを通じて必要となります子育て当事者への支援として対応すべき施策で構成しております。

次に基本理念Ⅱ、特に支援が必要な子どもと家庭が安心して暮らせる社会づくりでは、例えば貧困や障がい、ヤングケアラーなど、ライフステージにかかわらず、特に支援が必要となります困難を抱える子ども、それから家庭への支援について基本施策として並べております。ただ、こうした子どもと家庭が抱える困難の早期発見、それから必要な支援につなぐための取組につきましては、基本理念Ⅱの下の施策に置くことに加えまして、基本理念Ⅰの下の取組といたしましても、ライフステージに応じた様々な機関による幅広い分野の相談支援といったものの中で予防的な対応も含めまして取り組んでいく考えでございます。

最後に基本理念Ⅲ、全ての子どもが個人として尊重され、幸せな暮らしを送ることができる社会づくりでは、全ての子ども施策の根底にあるべき、子ども、若者の権利尊重や子ども、若者が活躍できる環境づくりといった視点での施策を構成しております。このような形で次期計画におきましては、こども大綱を踏まえた新たな視点とともに、これまでしまねっ子すくすくプラン、しまね青少年プラン、島根県子どものセーフティネット推進計画の3計画に記載してきました各施策が盛り込まれるよう、施策体系について検討してまいります。私からは以上です。

○須山委員長

内部健康福祉総務課長。

○内部健康福祉総務課長

続きまして11ページ、島根県新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について説明いたします。

この計画全体の所管は防災部になり、今回、防災地域建設委員会へも報告しておりますが、対策の多くは健康福祉部が所管しておりますので、併せてこの委員会にも報告するものでございます。

では資料1ポツ、県行動計画改定の経緯です。新型インフルエンザ等対策特別措置法では、新型インフルエンザ等の発生に備えて政府行動計画に基づき、県行動計画を策定することとされております。このたび、新型コロナ対応で明らかになった課題などに対応するため、政府行動計画は令和6年7月に全面改定されたことから、県行動計画についても改定を行うものでございます。

2ポツ、政府行動計画の改定概要は下の(1)から(3)のとおりですが、この中で

(2) 対策項目を今回これまでの6項目から13項目に拡充。新型コロナ対応で課題となった項目を独立させ、記載を充実させることとなっておりまして、下の13項目のうち、①実施体制、⑥蔓延防止、⑬国民生活及び国民経済の安定の確保を除く10項目が主に健康福祉部が所管する対策となっております。

続きまして12ページです。3ポツ、県行動計画の改定方針(案)は以下の(1)から(3)のとおりでございますが、この中で(1)政府行動計画のほか、令和6年3月に策定した県感染症予防計画と整合性を図ることとしておりまして、健康福祉部関連の対策につきましては、昨年度この予防計画の中で整理をしておりますので、基本的にこれをベースに改定をすることとしております。

4ポツ、改定スケジュールの(案)は以下のとおりでございますが、ポイントでこの委員会でも御報告しながら計画の策定を進めていきたいと考えております。私のほうからは以上です。

○須山委員長

糸賀医療政策課長。

○糸賀医療政策課長

続きまして、私のほうから胃がん検診における実施体制について御説明させていただきます。13ページでございます。

まず、事案の概要でございますが、診療放射線技師法では、検診車で胃透視のためエックス線撮影を行う際には、医師の立会いが必要と規定されておりますが、このたび県内の2つの検診機関、公益財団法人島根県環境保健公社及び島根県厚生農業協同組合連合会において、医師を立ち会わずに実施をしていた検診があったことが判明いたしました。このような検診が行われていた日数としましては令和5年度で、環境保健公社が129日、厚生連が18日でございますが、この日数の差は検診車をより多く所有している環境保健公社がより広範囲に多くの市町村の住民検診を実施していることによるものでございます。また、医師不在で実施した理由としましては、法令に係る認識不足及び医師確保が大変困難な状況であったということ聞いております。なお、これまでの検診において両団体とも検査時に事故等は起きていないとのことでございます。両団体への指導としましては、県として6月に医師不在の実施を確認いたしまして、7月に両団体に対して、法令遵守に基づく検診を行うよう改善を指導しております。両団体ともに指導後は嘱託医師の勤務を増やしたり、新たに医師を雇用するなど、医師立会いの下、胃がん検診を実施されているとのことでございます。そして結果的に、今年度の胃がん検診は全て計画どおり実施できる予定との報告を受けております。今後の県の対応といたしまして、二度とこのようなことが起きないように、法令遵守に基づく実施をしっかりと指導していくとともに、医療法に基づく定期的な監査等により、実施状況を確認していきたいと考えております。

最後に、一番下に参考として記載しておりますが、令和5年度における胃がん検診の実施主体である市町村から両団体へ委託した市町村数、そして胃がん検診の受診者数を記載しております。私からの説明は以上でございます。

○須山委員長

米山病院局次長。

○米山病院局次長(県立病院課長事務取扱)

そうしますと、病院局の資料2ページを御覧ください。病院局における障がい者雇用の状況について御説明いたします。

1、制度の概要に記載してありますとおり、障がい者の雇用の促進等に関する法律に基づき、地方公共団体の任命権者は一定数以上の障がい者の雇用の義務づけがあります。この4月からは、法定雇用率が2.6%から2.8%引き上げられたところでございます。病院局における障がい者の雇用率の状況につきましては2ポツに記載しておりますとおり令和6年度6月の状況については表の太枠内に記載しております。算定の基礎となる職員数が825.5人、障がい者の数が23人で、実雇用率は2.79%となりますが、実質、障がい者の不足数がゼロでございますので、法定雇用率を達成となっているということでございます。今回、障がい者雇用率が増加した理由といたしましては、中央病院こころの医療センターに設置しておりますワークセンター、こちらのほうで文書の発送だとか、定型的な入力を行ってもらっておりますが、そちらのほうで会計年度任用職員として障がい者を採用したことにより6名分増加したということでございます。

今後の取組等にございますけれども、島根県病院局障がい者活躍推進計画に基づいて、引き続き障がいのある職員がその特性や個性に応じての能力を十分に発揮し、働きやすくなりやすいと感じることができる職場環境を推進していきたいと考えております。

続きまして、病院局3ページを御覧ください。中央病院の経営改善実行プランについてでございます。こちらにつきましては、総務省が策定し、示しました、持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインに基づきまして、本年3月に島根県立病院経営強化プランを策定いたしました。その具体的な取組を示しました中央病院経営改善実行プランの令和6年度版をこの6月に策定したところでございます。持続可能な病院経営を確保するため、実行プランに記載した取組を進め、病院一丸となって収支改善に取り組んでいるところでございます。

2番目を御覧ください。経営改善実行プランに基づき取り組む事項といたしまして、5項目を掲げております。

(1)入院患者の確保といたしましては、二次医療機関からの紹介患者の増加、医師会との連携、ベッドコントロールの適正化、患者サービスの向上といったものに取り組んでおります。(2)診療報酬単価のさらなる向上といたしまして、リハビリの実施体制の強化等、部門における生産性の向上、外来診療の適正化・効率化、逆紹介に係る定期フォローの実施などといったところに取り組んでおります。(3)人員確保・人材育成と働きやすい職場環境づくりにつきましては、中長期的な病院機能等を踏まえた医師の確保。病院機能維持向上のためのメディカルスタッフの確保・育成。ICT、RPA等の活用による業務の効率化、それと、働き方改革の実施などを行っているところでございます。それと4番でございますが、予防医療の推進といたしまして、高機能ドックの利用促進のための取組だとか、出前、市民講座の開講とかですね、そういったものを行っているということです。それと5番目、意識改革の徹底といたしまして、管理者及び病院長による各診療科等のヒアリングを行ったり、経営状況や経営改善計画・経営分析の共有などを今行っているところでございます。

続きまして、4ページを御覧ください。取組を踏まえた収支シミュレーションを行っております。令和6年度以降の推計条件といたしまして、収入でございますが、患者数及び



診療単価については、令和6年度目標値で推移させます。その他の収入については令和5年度決算並で推移しております。支出につきましては、給与費については、令和5年度の決算額にR6、R7の職員採用に伴う増加分を反映しております。資本的支出につきましては、近年の実績並で推移をさせております。その他の支出については、令和5年度の決算並で推移させております。こころの医療センターから5億円を借りておりますが、令和6年度末の返却予定を反映させているところでございます。その推計結果でございますが、上記の条件で推計した場合、黒線ですけれども、下のグラフの一番下でございますけれども、令和9年には現金預金残高がマイナスになってしまうと、枯渇してしまうという状況が見受けられました。そのために、病院経営を維持できるよう、R7年以降単価目標を設定しております。試算1の考え方といたしましては、患者数、単価ともR6目標値から増加させたもの、試算2の考え方は、患者数は据え置いて、単価については試算1よりも増加させたということで、そうしますと令和6年度から横ばいで現金が維持できるというような推定になっております。実行プランをしっかりと進めまして、収支改善を図っていきたいと思っております。私からは以上でございます。

○須山委員長

ただいま説明がありましたが、委員の方から質疑等はございませんか。

大国委員。

○大国委員

何点か質疑したいと思えます。はじめにしまねっ子すくすくプランについてです。こども計画を策定されるということで、主にその子どもをめぐる困難な状況をどう支えていくかということだと思うんですけれども、ちょっと気になった点が幾つかあって、子どもというのは児童福祉法で言うならば18歳までで、この計画には教育分野というのも当然関わってくると思うんですけれども、当然教育委員会等も関わって策定されるということではないですかね。

○須山委員長

宇治郷子ども・子育て支援課長。

○宇治郷子ども・子育て支援課長

委員の御質問にお答えいたします。このこども計画につきましては、先ほど委員がおっしゃったとおり教育といった観点についても入ってくるものと考えておりますので、健康福祉部、教育委員会連携しまして、そのみならず全庁的な施策という意味で連携いたしまして、推進していくものでございます。

○須山委員長

大国委員。

○大国委員

その上でなんですけれども、10ページの別紙で示されている基本理念Iの基本的な方向性3のところ、学びの機会の確保ということで、これは学びの機会を確保することが困難な子どもたちについての確保という意味合いだと思うんですけれども、今のその子どもたち、小学生、中学生、高校生まで含めて、就学後から成人、成年年齢までの子どもたちって非常にまあ、何ていうかな、忙しいんですよ。学校が基本的に小学生でも6時間目まであったり、それから塾に通う子もいるでしょう。様々なスポーツ活動をする子もい

るでしょう。中学生になると、さらにそれが一層強まるといいますか、勉強も部活も忙しくなっていて、非常に疲れて疲弊している子どもたくさんいるという中で、提案なんですけれども、今の子どもたちを見ていると、やっぱり時間が足りないという印象を受けます。勉強するにしても遊ぶにしても、体を休めるにしても。時間が足りないということがやっぱり実態としてあって、学校1つとって見ても、6時間目までであるとね、やっぱりストレスだと思っんですよ。我々が子どもの時代って大体5時間目で終わって、小学校でいうならば6時間目があるって週1回、2回、まれだったと思っんですけれども、今大体6時間目まであって、やっぱり子どもたちの自由な時間、自由に考えて、遊ぶもよし、休むもよし、いろいろなスポーツするもよし、そういうふうな自由な時間をきちっと確保するっていうのが、私は子どもの発達の上では非常に大事な事なんじゃないかなというふうに思っています。なので、どういったらいいかな、休息とかね、自由な時間の重要性っていうところも一つ位置づけて組んでほしいなと思います。学校教育でいうならば、いろんなものが追加されてきて非常に過密な時間になってしまっています。やっぱり、ほっと休まる時間っていうのをきちっと位置づけて、保証できるように計画を作っただきたいなと思います。これについてコメントがあればいただきたい。

それからもう一つ、これも気になった点ですけれども、同じくその基本理念Iの基本的な方向性5のところ、若者が自立し、自らの意思で将来の夢や希望を選択できる社会づくり、これはすばらしい理念だというふうに思っています。一方でこの基本施策8のところ、結婚支援の充実ということがあります。これは知事も、結婚するしないは当然自由で、結婚したいと思う方ができるような環境というのは非常に大事だというふうな答弁があって、まさにそのとおりだと思っんですけれども、結婚支援の充実ということ掲げると、何かこう若者が結婚しなきゃいけないみたいなふうに捉えられるのは、これは正しくないと思っんです。ですから、行政の責任としてやるべきは、結婚をする方もしない方もそれぞれの生き方として尊重しますよというところを大前提に置いた上で、自由な選択がきちっとできるような環境を整えるというのが行政の役割かなというふうには思っていますので、補正予算でもありましたけれども、やっぱりそういう考え方が根底にあるということをきちっと示してほしい。ともすればこれ、誤解を生んで、結婚しない方が生きづらくなるようなことは絶対避けなければならないというふうに思っていますので、この点についても考え方をお聞かせいただきたいなと思います。すくすくプランについてはこの2つでございます。

それから、胃がん検診の実施体制についてですけれども、ネット等で調べてみました。過去、平成23年、2011年に山口県で同様の事例があったというふうに思っんですけれども、これについての認識をまず伺いたいなと思います。その当時島根県としてはですね、これはもう担当者が入れ替わっていて分からないかもしれません。当時、認識していたのかどうか。その当時に同様の事例が島根でもあるというふうに認識できていたならば、こうはなっていないというふうに思っています。

それから3のところ、医療法に基づき定期的な監査により実施状況を確認していくとありました。定期的な監査というのが大体行われているということなんですよ。そうするならば、なぜこの一定期間にわたる法令違反、医師不在での検診というところを県として見抜くことができなかったのか。説明を伺っていますと、これは環境保健公社とかそれから島根県厚生農業協同組合連合会とかが実施するもので、県としては報告を受けている

とのことだとかいう、ちょっと客観的な説明だったと思うんですよ。じゃあ、県の責任はないのかという点で山口の事例をみて当時どうだったのか。それから定期的な監査をやっているにもかかわらず、なぜここを見逃してしまったのかというところの責任はあるというふうに思います。これについても見解を伺いたいです。

それから、これは法令どおり医師立会いの下で胃がん検診をするということになるならば、できなかった原因の1つに挙げられているのが医師確保が困難だったということになる。急に医師が確保できるとは思えないんですよ。参考の囲みで書いてあるこのエックス線の胃がん検診の実施が今までと同じ規模でできるのか。当然、胃がんですから早期発見、早期治療というのが非常に大事になってくる中で、ここの検診の実施というのが縮小してしまうっていうことは望ましいことではない。そうはいつでも医師の確保は困難。じゃあ、県は何を努力するのかと。ただ、こう指導するだとか、実施状況を確認するとかでいいのかと。やっぱり市町村などとも共に、いかに法令どおりの体制の下で引き続き検診をやっていくのかっていうところがやっぱり人ごとではなくて、当事者と認識した上できっちりと対応する必要があるというふうに思います。県はがん対策の条例も持っています。いかに検診を進めていくのかっていうところが非常に大きな課題になってくると思いますので、この点についての認識、考え方を伺いたいなと思います。

それから最後、病院局です。経営改善実行プランについて説明があったところですが、これはいうまでもなく、診療報酬が抜本的に引き上がらないと自治体病院を含め、ほかの民間病院もそうですけれども、経営っていうのは非常に厳しい状況が続いていますし、今後も続きます。そこは承知の上で、公立病院であるということは、やっぱり何よりも県民、住民の健康にしっかり責任を負う、その一翼を担うというのが使命だという中で、一つ気になったのがこのベッドコントロールの適正化の今後の取組のお話がありました。平たくいうと、報酬上有利になるように、特にこのDPC、入院期間がⅢにならないよう退院を促進するというところで、懸念するのが、本当はもう少し長く入院されてもいい方が、ともすれば、そういうことはないと思うんですけど、ともすれば、退院を促され、早く病院を出なきゃいけないということになれば、これは患者にとって望ましいことではない。ただ、一方で、そのお金の話をするならば経営上は有利に働く。ここをどう見るかというところと前者のほうだと思うんです。やっぱり患者の立場に立った上での入院期間だということを、やっぱり自治体病院たる県立中央病院はこのベッドコントロールの適正化、これ適正化っていうのは何の適正化だと。やはり患者にとっての適正であるべきだというふうに思います。この点についてお聞かせいただきたいと思います。以上です。

○須山委員長

それでは、順次、答弁をお願いします。

まず、宇治郷子ども・子育て支援課長。

○宇治郷子ども・子育て支援課長

大国委員から2点、御質問いただいたところでございます。

1点目は、基本的な方向性3の中の、全ての子どもの学びの機会の確保というところで、現在の子ども、時間が足りないという状況の中で自由な時間の確保が発達にとっても大事ではないかという御意見だったと認識しております。まさにこども計画につきましては、子どもの健やかな育ちを目指すものであり、子どもの最善の利益を図るというのが大きな

視点だと思っております。そうした中で、現在の子どもを取り巻く現状というのを踏まえた計画にしていく必要があると思っております。つきましては、いただいた御意見、自由な時間を確保するという、その裏に恐らく詰め込み過ぎないといったような考えもあるかなと思っておりますけれども、そういったことについて、どういった形で施策として反映できるかを教育庁とも連携しながら検討してまいりたいというふうに考えてございます。

もう一点は、基本施策8、結婚支援の充実のところについての御意見でございました。委員もおっしゃられたとおりでございますけれども、結婚につきましては、基本的に本人の意思によるもの、本人、それからパートナーの意思によるものだというふうに県としても重々承知しているところでございます。その上で県としましては、結婚をしたいと考えられる県民の方がおられたときに、一方で結婚したいと思っておられる方もなかなか結婚に向けた具体的な活動、いわゆる婚活に取り組めていないという実情を踏まえまして、結婚を望む方が結婚に向けた取組ができるよう支えていくということが結婚支援の基本的なスタンスであると思っておりますので、そういったスタンスで施策についても考えてまいりたいと思っておりますし、誤った認識が県民に与えられることのないよう表現振りについても留意してまいりたいと考えてございます。私からは以上です。

○須山委員長

糸賀医療政策課長。

○糸賀医療政策課長

そうしましたら私のほうから、胃がん検診の体制につきましての、最初の山口県の事案に関する認識と、そして2番目の御質問、定期的な医療監視の下でなぜそれが分からなかったかということと、あと県の責任につきまして御回答させてもらいたいと思います。

まず、正直なところ、私どもこういう事案が発生したのを踏まえて調べた段階で山口県の事案があったというふうに確認いたしました。山口県のほうにも確認しましたが、こういう事案を厚生労働省のほうに御相談をされまして、医師を配置しなければならないという回答を踏まえて県のほうで、山口県の中で周知をされたということで、このタイミングで、例えば厚生労働省から全国の都道府県のほうに通知がなされていない状況のようございまして、私どもとしてはこの山口県の事案を把握していない状況でございました。

そして、2番目の御質問でございますが、定期的な医療監視においてなぜ分からなかったかという御質問でございますが、通常医療監視で入ってチェックする項目というのが国のほうで定められておりまして、その項目の中に今回のような法令違反の事案が入っておりませんでした。したがって把握はできていなかったということでございますが、ただ、これをもって責任はないということではございませんで、県としてはやはり大きな責任があるというふうに考えておりますので、今後の医療監視の中でこの案件も含めてしっかり確認をしていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○須山委員長

山崎がん対策推進室長。

○山崎がん対策推進室長

3番目の御質問、今後、医師立会いの下で検診を実施することになったときに、これまでどおりのがん検診ができるのかという御質問だったと思います。それについてお答えを

させていただきます。県としましては、早期発見のために多くの方にがん検診を受けていただくということは大変重要だと認識しております。これまで単独で実施していた検診を、例えば、ほかの検診とセットで行うなど、検診のやり方を工夫することも必要だと考えております。実施主体である市町村と実施機関である検診機関のほうで十分に協議、調整をしていただく必要があるとは思っておりますが、県としましては、市町村や検診機関からの相談に乗るなどしていきたいと考えているところでございます。以上です。

○須山委員長

山口病院事業管理者。

○山口病院事業管理者

病院局に関する質問にお答えしたいと思います。もちろん公立病院として県民の健康を守っていくという大前提がございます。その上で経営の観点からも御質問があったと思います。ベッドコントロールの適正化という文言についてでございます。御指摘のように、D P CのⅢ以上になりますと、診療報酬がぐっと落ちるといふ、そういう診療報酬体系になっております。基本的には、県立中央病院の機能としまして急性期病院という機能がございまして、したがって、非常に長期に入院患者をキープするというのはなかなか機能として合わないということで、回復期、あるいは慢性期の病院に転院をするという形で医療連携を図っているところでございます。実際には高齢の方で受入れ病院がなかなかいっぱい転院ができないということも多々ございます。主にそのD P CのⅢ以上になって、今伸びている方というのはそういう事情がございます。私どもとしては患者様が、もう治ったからすぐ出ると、そういった形での強制のような形は全く取っておりません。患者の立場に立って、強制退院とかそういったことは一切やらないようには指導はしております。ベッドの効率化という、適正化という文言の中に、もちろん経営面的な視点もございまして、経営的なところでいいますとベッドの効率的な利用、稼働率のアップといえますか、適正な稼働率をキープするということがございまして、現在八十数%で経営しておりますが、したがって、早く退院していただいても稼働率は非常に落ちますし、逆に長くなり過ぎますと今度は稼働率が上がって急性期の方が入院できないという状況も発生しますので、そこをうまくコントロールするという意味で使わせていただいております。患者様の視点からいいますと、患者様の健康面に加えまして、やはり患者様がどんどん長く入院しますとそれだけ患者負担も逆に増えるという面もございまして、長過ぎず短過ぎず、急性期病院として適正な期間というのを考えながらベッドのコントロールという言葉を使わせていただきました。以上でございます。

○須山委員長

大国委員。

○大国委員

胃がん検診のことで回答いただきましたが、山口県、お隣なんですよ。お隣で起きた出来事とその厚生労働省からの直接の通知がなかったとはいえ、やはり情報というのは入ってくると思うんです。当時のことがどうだったのかって、これはもう残された記憶をたどるしかないと思うんですけれども、一般的な感覚でいうと、例え全国ニュースにならなかったとしても情報が入っていたんじゃないかなっていうふうに、入っていてもおかしくないというふうに思うんです。これはもう終わったことなんでどうしようもないかも

れませんけれども、とかく、ほかの自治体で起きたことが問題視されたときは我がところでもあるのではないかというふうに見るのは自治体運営の基本だと思うんですね。その当時それがうまく機能していなかったということになると思うんです。その定期的な監査の話もしましたけれども、項目になかったというところ、責任を免れないと思うんですけれども、確かにそうなんでしょうけれども、やはり、アンテナを高くして、きちっと見ていくっていうのが私は県の責任として求められてきたことだというふうに思いますので、それなりの責任っていうのはあるということには言わせていただきたいと思います。

今後の対応のところ、監査についても話しましたけれども、検診をどう進めていくかという点で、県が人ごとであってはいけないというふうに思います。相談があれば応じるというような回答だったと思うんですけれども、やはり中央病院も十分に医師が確保できなくて御苦労されているというお話もあります。これはもう全県、全国的に医師の不足が言われている中で、検診に立ち会ってくださるドクターを探すっていうのも非常に困難極まると思うんです。とりわけ県内19市町村で医師数なんか比較すると西部とか中山間地域、非常に苦労されると思うんですよ。そういうところに対してしっかり県は相談に乗るだけではなくて、支援すると。検診の重要性は繰り返しますが、検診がきちっと行われるように、努力する汗をかくというところはきちっとおっしゃっていただきたいなというふうに思います、再度いかがですかね。

○須山委員長

山崎がん対策推進室長。

○山崎がん対策推進室長

県としましても委員おっしゃるように、がん対策条例も制定しておりますし、第4期のがん計画にも検診の重要性というところも記載しております。この検診の重要性というところは大事だと認識しております。決して人ごとではなく、市町村と連携しながらがん検診を進めてまいりたいと思っております。医師確保につきましても、医療政策課とがん対策推進室と連携しながら、できることは対応していきたいと考えております。

○須山委員長

大国委員、よろしいですか。

ほかに。

岸委員。

○岸委員

大国委員の質問と関連しますけども、先ほどの胃がん検診における実施体制についてというところで、今までやってきたような胃がん検診が継続して行われることを望んでおりますが、今回のこの6月に医師不在での実施を確認したというのは、多分これは定期監査によって判明したんだろうというふうには思っていますが、先ほどチェック項目にはなかったというふうな話がありましたが、たまたま今回、チェック項目にないにもかかわらず、なぜ分かったのかということと、だとすれば毎年監査、定期的に監査しとられると思うんです、その令和5年度以前からそういうことがあったのではないかというふうな疑いもあると思うんですけども、その辺りのところはどうかということと、ここで記載されているのは、島根県環境保健公社について153日中の129日。島根県厚生農業協同組合連合会は226日中のうち18日。これが医師不在で行われているということなんですけども、

当然この2者は医師がついていなければ行えないという認識が当然これあったというふうに思う。その辺りのところをちょっと教えていただきたいということ。

別項目で、介護保険料の滞納状況の関係ですけども、ちょっと気になるんであれですけど、県内のそれぞれの市町あるいは広域事務組合の関連で滞納の割合が出てはいますが、この中で松江市が8市の中ですごく高いんですけど、これって以前からなのか、どういった要因があるのか、もしそういった要因があるのであれば教えていただきたいなというふうに思います。

○須山委員長

糸賀医療政策課長。

○糸賀医療政策課長

まず最初の御質問でございます。今回6月にこういった状況が県としても把握したというのは、医療監視ではなくて外部の方からの情報提供でございます。

そして2番目の御質問でございますが、以前からそういう状態ではあったかという御質問でございますが、団体のほうにも確認をいたしまして、以前からもそういう状況であったという話は確認はしているところでございます。

そして、こういった医師立会いに係る認識ということでございますが、今回資料で書かせてもらっております、例えば公社でいいますと153日分の129日というところで、その差のところはセット検診といたしまして、そのほかでの検診で医師が立ち会っているということでございまして、この129日というのは検診車のみで出たものでございまして、団体としてはそういったところの認識というものは持っていたというふうに把握はしているところでございます。以上でございます。

○須山委員長

細田高齢者福祉課長。

○細田高齢者福祉課長

介護保険料の滞納状況で松江市が多いというところで、この傾向が以前からかというところでございます。この傾向は以前からでございます。ただ、ちょっと要因というところはちょっと私どもも分かりかねているところでございます。以上です。

○須山委員長

ほかにありますか。

池田委員。

○池田委員

2点だけ御質問したいと思います。

まずは、中央病院経営改善実行プランのほうなんですけど、昨日、五百川議員からの御説明があったとおり、中央病院というのは最後のとりでなんですよね、県民にとって。ですので、今後の収支のことにつきまして、最後に説明があったわけでございますが、ここを無理がないように、変な話、利益を出して県民が喜ぶわけないわけでございますが、その辺はちょっと無理がないようにしていただきたいと。本当に県立病院が最後の最後のとりででございますが、私も病気になる時は本当に車椅子生活を余儀なくされるかなと思っていたんですけど、中央病院でしっかりリハビリをやっていただいたおかげで今があるわけでございますが、そういうことを本当に県民のほうは願っているわけでございます。

説明の中でも人件費が増えた理由に関して、足りないところの医師の確保をしっかりとやってことだったわけでございます。その他いろんな努力をされているわけでございますんで、その辺をしっかりとやっていただきながら何とか経営ができるような状況になればいいわけでございますが、別にその利益を出して県民が喜ぶわけではございませんで、その辺はしっかりと考えていただきたいということと、それと、せっかく今、高機能ドックをやっていただいております、これの今の実績ってというのはどうで、また、評価もどういう形で考えておられるか、ちょっと分かりますでしょうか。

○須山委員長

最初は、山口病院事業管理者。

○山口病院事業管理者

昨日も五百川議員には御質問いただきました。非常に病院をサポートしていただけるような発言で、力強く感じているところでございます。経営が非常に苦しい状況であることは皆さんには御報告しているところでございますが、もちろん患者ファースト、そして従業員の生活はしっかり守るという観点は基本に据えて経営をやっているつもりでございますし、当然、給与カットとかそういったことに考えは持っておりません。できるだけ今のDPCといいますか、診療報酬体系の中で、ある意味では無理の利く範囲で経営はやらせていただきたいと、その余地はまだあるかなとは思っておりますが、なかなか苦しいところではございます。県民の命と健康の最後のとりでというのが私たちのミッションでございしますので、そこは守っていききたいというふうに考えております。ありがとうございます。

○須山委員長

米山病院局次長。

○米山病院局次長（県立病院課長事務取扱）

そうしますと、高機能ドックの実施状況ですけれども、昨年の11月から開始しております、昨年度、令和5年度が17件実施しております。今年度に入りますと、毎月9件とか14件行っておりますので、今トータルで39件受診していただいている状況で、件数がどんどん増えはじめているといった状況でございます。

○須山委員長

池田委員。

○池田委員

大変評判もよいわけでございまして、大変いいことをやっていらっしゃると思います。それが病院の経営にプラスになると思いますんで、しっかりアピールしていただきたいというふうに思っております。

しまねっ子すくすくプランについてでございますが、先ほど大国委員から発言がありましたとおり、やっぱり学校との関係が大変重要になってくるのではないかなというふうに思っております。この基本的な方向性3、全ての子どもの学びの機会の確保と心身の健康づくり、基本的方向性の4、子ども一人一人に応じたきめ細やかな支援の確保っていうのは、本当に大事なことでございますけど、教育委員会と一緒にやるっていうのはなかなか難しいところもあるわけでございますよね。例えば、生活していく上で大変な思いをしている子どもたちの中で気になることが、境界知能のことでございます。実際問題人口の十四、五%ぐらいいらっしゃるということで、実をいうと、要は障がいにはならないけど、



十分な知能がなかなか持てずに勉強についていけないということで、苦勞しているという状況なんです、その辺のことについて、例えば、全県でのどういう状況かみたいなことは健康福祉部のほうでは認識されているのでしょうか。いかがでしょうか。

○須山委員長

宇治郷子ども・子育て支援課長。

○宇治郷子ども・子育て支援課長

委員からも御質問がありました境界知能といわれる児童の数等につきましては、申し訳ありませんが、健康福祉部として現状を把握はしてございません。教育委員会のほうで把握されている数字があるかもしれませんけれども、健康福祉部としては現在承知していないところでございます。

○須山委員長

池田委員。

○池田委員

そういう子どもたちが、例えば不登校になったりとか学校に行きづらくなったりだとか勉強についていけないからなかなか学校に行きたくないとか、そういう思いを持って、それが将来につながっていくと。だから、ここに書いてあります、基本的な方向性の4のほうに居場所づくりって書いてありますけど、それって本当に重要なことだと思っておりますけど、なかなかじゃあ、居場所を別につくったらそういうことができるのかどうかっていうとなかなか、ここでは書いてあるけどそういうことになかなかならないわけですよ。そういうことをやっぱり教育委員会と一緒にしっかり話し合っ、その子に応じたペースで育っていくためにはどうしたらいいかっていうことを真剣に考えていけるようなことを、やはり計画の中でも考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○須山委員長

宇治郷子ども・子育て支援課長。

○宇治郷子ども・子育て支援課長

ただいま委員から御意見いただきましたとおり、まさに障がいの有無だけではなく、そういった発達の度合いですとか、例えば言語だったりとか、そういったものを含めまして、インクルーシブな教育を進めていくというのが、まさに国であったり県も進めているところだと承知しております。そうしたものの中で、子どもたちの発達であったり個性、個別の状況に応じた教育ができるようにしていくということが県の進めるべきことと思っておりますので、教育委員会と一緒に検討させていただきたいというふうに思います。

○須山委員長

ほかにありますか。

高橋委員。

○高橋委員

今度の島根県の新型インフルエンザ等対策行動計画の改定についてでございますけれども、ああして、ここに新たに7項目が追加されたということで、より連動性を持っていかなきゃいけないとは思いますが、ちょっとお聞きしたいのは、3の県の行動計画の改定方針（案）の中で（2）ですね、県の新型コロナ対応で明らかになった課題等についても、今度の行動計画に盛り込むということになっておりますね。その、このコロナの

関係で明らかになったその課題というのが、もし分かっているなら少し教えていただきたいなと思って質問したところでございます。よろしくお願いいたします。

○須山委員長

内部健康福祉総務課長。

○内部健康福祉総務課長

高橋委員の御質問にお答えをいたします。新型コロナウイルス感染症対策に関する課題につきましては、これまでのコロナ対策の中でいろんな課題がでてきておまして、それで先ほども少し説明をしましたがけれども、昨年度、保健医療計画の改定に併せまして感染症予防計画を策定しておる中で、その課題を幾つか整理をして対策を実行していくということで計画に盛り込んでおります。例えば、その感染症予防計画の中では、平時とそれから発生段階に応じて当然コロナの中で感染が拡大していきますとフェーズが上がっていきます。それに対応するための、対応をそれぞれのところでやっていく、例えば、今の検査の体制ですとか、それから医療機関の体制、それから例えばワクチンの問題とか、それから経済の問題なんかもあったかと思えますけど、健康福祉部の中ではそういったその検査ですとか医療機関の体制ですとか、そういったところを平時、それから感染拡大時に応じて必要な体制を取っていくと。それから保健所の体制もそうですけども、そういったところを少し計画の中で一応新たに発生した課題ということで対策を盛り込んでおまして、そういったことを現在把握しておるところでございます。

○須山委員長

高橋委員。

○高橋委員

ありがとうございます。さっきお話ありましたように、島根県自体で課題となったことを載せるということでございますけれども、当然、他府県についてもやっぱりそういうのが島根よりは気がつかない、そういう課題等もございますので、ある面でいけば、どうせ改定するなら国の方針もありますけれども、そういう経験の分、何か耳に入ったものはしっかりと盛り込んでいただくということをお願いしたいと思います。以上です。

○須山委員長

ほかにありますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○須山委員長

それでは、以上で報告事項の調査を終了いたします。

この際、健康福祉部、病院局全般に関し、委員の皆様から何かありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○須山委員長

それでは、以上で健康福祉部、病院局所管事項の審査及び調査を終了します。

執行部の皆様、お疲れさまでございました。

委員の皆様はしばらくお待ちください。

〔執行部入替え〕

○須山委員長

それでは、委員会を再開したいと思います。

これより、環境生活部所管事項について審査及び調査を行います。

はじめに、環境生活部長の挨拶を受けます。

美濃環境生活部長。

○美濃環境生活部長

須山委員長、久城副委員長をはじめ、環境厚生委員会の皆様には環境生活部所管施策の推進につきまして平素から格別の御指導、御協力を賜り感謝を申し上げます。

はじめに私のほうから御報告と御案内をさせていただきます。

まず、中国吉林省との友好交流についてでございます。島根県と中国吉林省が友好交流の覚書を交わしてから今年で30年を迎えました。今年5月には記念事業の一環といたしまして、吉林省にあります東北師範大学芸術団による中国古典芸術の公演を行ったところでございます。10月14日からは副議長を団長とした公式訪問団を吉林省へ派遣いたします。同じ行程で鳥取県も訪問しておりまして、吉林省政府の方々と面会し、30年の交流の歩みを振り返るほか、島根県と鳥取県の魅力ある自然や文化を写真で紹介する写真展の開会式に出席をする予定としております。

また、日程は調整中でございますけれども、吉林省公式訪問団の島根県への受入れも行う予定にしております。今後も将来にわたる良好な友好協力関係を築けるよう、国際交流の推進に努めてまいります。

次に、国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会についてでございます。

SAGA2024国スポでは、368名の選手、監督を派遣する予定としております。10月5日から11日間の会期で開催される本大会に先立ちまして、9月5日から開催されました会期前競技では、テニスの成年男子で5位入賞を果たしたところでございます。本大会でもカヌーやホッケーなどで入賞が期待されるところでございます。

また、全国障害者スポーツ大会、SAGA2024全障スポへは、10月26日から3日間の会期で開催されまして、77名の選手団を派遣する予定としております。団体協議ではサッカーが3年連続で出場いたします。

両大会での島根県選手団の活躍を私どもも期待しておりますとともに、委員の皆様からもぜひ応援のほどをよろしく願いたします。

最後となりますが、お手元には中四国文化の集いのチラシをお配りしております。この集いですが、中四国9県で持ち回り開催をしております。今年度の11月4日に島根県民会館大ホールで「中四国伝統芸能フェスティバル in しまね」と題しまして開催をいたします。今回のテーマは、新たな担い手とともに未来へつなぐ伝統芸能であり、多様な担い手が活躍する10団体に御参加いただくこととしております。島根県から隠岐国分寺蓮華会舞保存会と桑の木神楽会の皆様に御参加をいただきます。入場は無料でございますが整理券が必要となりますのでウェブでの受付のほか、県民会館、石中央文化ホールなど10か所の窓口での配布しておりますので、整理券のほどを受け取っていただければと思っております。委員の皆様にもお時間をおつくりいただきまして、ぜひ御観覧いただければと願う次第でございます。

本日は、付託議案といたしまして、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例及び令和6年度島根県一般会計補正予算の審査をお

願いしております。

また、報告事項といたしまして、令和7年度島根かみあり国スポ強化指定校の追加指定、ほか1件を担当課長・室長より御説明をさせていただきます。

なお、本日同時刻に開催されます総務委員会で、産業廃棄物減量税に係ります条例（案）の審査が行われておりまして、総務委員会から環境政策課の松尾管理監に出席要請がありましたので、本委員会を欠席させていただいておりますので、この点御了承いただければと思います。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○須山委員長

ありがとうございました。

それでは、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託された環境生活部に係る議案は条例案1件、予算案1件です。

はじめに、条例案の審査を行います。

第123号議案について執行部から説明してください。

西環境政策課長。

○西環境政策課長

第123号議案、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例について説明をいたします。環境厚生委員会資料の1ページを御覧ください。

最初に1、現行の条例による規制内容を御説明をいたします。水質汚濁防止法は有害物質を使用する事業場や生活環境に係る被害を生ずるおそれのある排水を排出する事業場からの排水を、全国一律の基準で規制をしています。一方、一律の基準では、人の健康の保護や生活環境を保全することが十分でない認められる区域があるときは、都道府県は法で定める排水基準よりも厳しい許容限度を定める排水基準を条例で定めることができます。

現在、島根県では、中海、宍道湖等の水域、神西湖等の水域、浜田川等の水域、この3水域において条例で、より厳しい排水基準を定めています。水質汚濁防止法ではふん便汚染の指標として、大腸菌群数を用いて規制を行っており、一日当たりの排出水量が50立方メートル以上の事業場に対して排水基準を適用していますが、条例では先ほどの3水域において1日当たりの排出水量が25立方メートル以上50立方メートル未満の事業場に対しても、大腸菌群数による排水基準を適用しております。

次に2、提案理由でございます。水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令により、ふん便汚染に関する規制項目が大腸菌群数から大腸菌数に、許容限度が1立方センチメートル当たり3,000個から1ミリリットル当たり800CFUに改正され、令和7年4月1日から施行されることとなりました。この省令の施行を踏まえ、同法第3条第3項の規定に基づき定めている条例の一部を改正するものでございます。

なお、この改正は、規制対象事業者の拡大とか、排水処理能力の向上など、事業者に対し新たな負担を求めるものではありません。

次に3、条例の概要です。条例で定めている上乗せ排水基準の項目及び許容限度のうち、省令改正と同様にふん便汚染に係る規制項目について、大腸菌群数を大腸菌数に、許容限度について、1立方センチメートル当たり3,000個を1ミリリットル当たり800CFUに改正するものです。

最後に4、施行期日ですが、省令の施行日と同じく令和7年4月1日を予定をしております。説明は以上です。

○須山委員長

ただいま説明がありましたが、質疑等はございませんか。よろしいですか。

大國委員。

○大國委員

すみません、123号議案ですけれども、ちょっと説明が間違いではないと思うんですけど、よく伝わってきませんで、この大腸菌群数ですよ、群数。これ1立方センチメートルで、イコール1ミリリットルでもあると思うんですけど、この群数の3,000個と菌の数800CFU、これ何か違いがあるならばここ説明いただきたいです。

○須山委員長

西環境政策課長。

○西環境政策課長

大腸菌群数というのは、ふん便に由来する細菌以外にも検出してしまうという課題がございました。一方、大腸菌数というのはふん便に由来する大腸菌のみを選択的に培養して計測することができます。従来は大腸菌数を選択的に測る簡便な検査方法がなかったために大腸菌群数で規制を従来してきておりましたが、今般、最近、簡便な方法が開発されたことによってこういった改正をするものでございます。

なお、環境基準とか水道法等の基準についても同様に既に改正をされております。以上でございます。

○須山委員長

大國委員。

○大國委員

ということは、この表現が変わるんだけど、実質的には同等だということではないですかね。

○須山委員長

西環境政策課長。

○西環境政策課長

ふん便に由来する汚水を含む下水処理場とかそういったところの排水を実際に両方の方法で検査をして環境省のほうで検討をされて3,000個に相当するのがおおむね800CFUということで対応が取れておりますので、強化するものでも緩めるものでもないということでございます。

○須山委員長

ほかに質疑はございますか。

高橋委員。

○高橋委員

すみません。関連でちょっとお聞きしますけれども、一日50立方メートルやるっていうのが書いてあるんですけども、大体イメージ的にはどのような感じのところですか。

○須山委員長

西環境政策課長。

○西環境政策課長

失礼しました。一日50トンという排水量ですので、例えば小規模の飲食店みたいなところとか、そういったところはそれほどございませんが、50トンですから、割と大きな工場とか事業場というような、あとは例えばホテルみたいなところとかそういったような割と大きいところをイメージしていただければ結構かと思えます。

○須山委員長

高橋委員。

○高橋委員

ありがとうございました。

○須山委員長

ほかにありませんね。

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。第123号議案について、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○須山委員長

御異議なしと認めます。よって、第123号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、予算案の審査を行います。

第103号議案のうち関係分について、執行部から説明してください。

徳永環境生活総務課長。

○徳永環境生活総務課長

それでは、資料の2ページを御覧ください。第103号議案、令和6年度島根県一般会計補正予算（第4号）のうち環境生活部関係分について、説明いたします。

2ページの表は、環境生活部全体の予算額一覧でございます。真ん中の補正額Bの合計欄に記載のとおり、総額で18億9,500万円余の増額補正をお願いするもので、補正後の合計額はその右、85億1,900万円余となります。補正額の内訳については、合計欄の下に記載しておりますが、職員給与費が9,500万円余、事業費が18億円となっております。続いて3ページを御覧ください。

所属別の一覧表でございます。まず、全所属におきまして職員給与費を計上しております。職員給与費については本年7月1日時点の人員配置に基づき、現員現給による補正を行うものでございます。職員給与費以外の事業に係るものとしましては、島根かみあり国スポ・全スポ準備室で18億円を計上しております。内容は、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金積立事業費で、令和12年に島根県で開催を予定している島根かみあり国スポ・全スポの大会開催運営費の財源に充てるために決算余剰金を活用して基金の積立てを行うものでございます。積立ては令和3年度より行っており、今年度末の積立額は累計で約72億円となる見込みでございます。なお、大会運営に係る財政負担は先催県の状況を参考として、全体として90億円程度が必要であると見込んでおり、将来に備えて積み増しさせていただくものでございます。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○須山委員長

ただいま説明がありましたが、質疑等はございませんか。よろしいですね。

〔「なし」と言う者あり〕

○須山委員長

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。第103号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○須山委員長

御異議なしと認めます。よって、第103号議案のうち関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、付託議案の審査を終了いたします。

次に、報告事項について、執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。

それでは、順次説明してください。

松本競技力向上推進室長。

○松本競技力向上推進室長

では、資料の4ページを御覧ください。令和7年度島根かみあり国スポ強化指定校の追加指定について御説明します。

島根かみあり国スポに向けた高校生の競技力向上を図るため、令和6年度から島根かみあり国スポ強化指定校の指定を行い、県外遠征等の強化活動の支援やスポーツ特別選抜入試の適用などを行っています。指定につきましては、島根県高等学校体育連盟から推薦を受け、指定基準に基づいて県教育委員会と協議の上、競技力向上対策本部が決定する手続となっており、8月の競技力向上対策本部会議におきまして決定されたところでございます。

今回の追加につきましては、資料に記載しておりますとおりですが、まずローイングについて、これまで松江東高校は女子のみを指定しておりましたが、専門の指導教員が配置されていること、また全国大会、中国大会への出場実績等を踏まえまして男子についても追加指定するものでございます。これにより、ローイング男子は江津工業高校と松江東高校の2校の指定となります。

続いて、2番目、3番目、ソフトテニス女子についてでございます。これまで松江西高校を指定しておりましたが、近年の県内大会での成績等を踏まえまして、出雲北陵高校、松江南高校を追加指定するものでございます。これによりソフトテニス女子は3校の指定となります。

なお、追加指定後の指定状況につきましては、次の5ページのところに競技別の状況、続いて6ページのところに学校別の状況を記載しております。御説明は以上です。

○須山委員長

清山宍道湖・中海対策推進室長。

○清山宍道湖・中海対策推進室長

委員会資料の10ページを御覧ください。宍道湖、中海に係る第8期の湖沼水質保全計画（素案）について報告させていただきます。

6月の委員会におきまして、今年度末を目途に8期の湖沼水質保全計画を策定する予定であることを報告しましたが、このたび計画素案を作成し、パブリックコメントを実施する運びになりましたので報告させていただきます。

1、概要、経過です。宍道湖、中海は湖沼水質保全特別措置法に基づき、特に水質の保全に関する施策を講じる必要がある湖沼として指定を受け、平成元年度から7期35年にわたり、計画を策定し、各種の水質汚染対策を推進してきました。

また、5期計画からは望ましい湖沼の将来像である長期ビジョンの実現を目指し取り組んできました。これらの対策により水質は改善傾向が見られる地点もありますが、環境基準の達成に至っていないため、8期の計画を策定し、引き続き水質保全対策に取り組むものです。

このたび、令和6年9月10日に開催しました環境審議会部会での審議を踏まえ、計画素案を作成しましたのでパブリックコメントを実施します。

2、素案の概要です。まず、(1)水質目標値につきましては、7期計画の目標を達成した項目については目標を引き上げることとし、目標を達成しなかった項目については目標を継続するよう記載しております。

次に、(2)水質保全に資する取組につきましては、これまで取り組んできた下水道整備等の生活排水対策など流入負荷対策を継続することに加え新たな取組を記載しております。

1つ目は、豊かな汽水域生態系の保全再生に向けた取組の推進ということで、水質モニタリングや魚類等の生息場や鳥類の採餌環境の創出を図る浅場整備手法を検討するものです。

2つ目は、気候変動が水質に及ぼす影響の把握については、水質モニタリングや調査研究を実施するものです。

3、今後の予定です。本日10月1日から1か月間パブリックコメントを実施します。その後、パブリックコメントに寄せられた御意見等を踏まえ、環境審議会部会において計画案を作成し、年内に環境審議会から答申を受ける予定としております。その後、河川管理者との協議などの法定協議を踏まえ、年度内に計画を策定し公表する予定としております。以上です。

○須山委員長

ただいま説明がありましたが、質疑等はありませんか。よろしいですね。

それでは、以上で報告事項の調査を終了いたします。

この際、環境生活部全般に関し、委員の皆様から何かありましたらお願いいたします。

大国委員。

○大国委員

今日も国スポの報告があったところですが、強化指定校で追加だということで、これ見ますとね、国スポが開催される年までというのが指定期間になっていますね。要は、例えば、この令和12年の前の年、あるいはその前の年に高校入学したとすると、途中で終わってしまうということになるわけなんですよね。そうするとね、この競技をやりたい、本気でやりたい、一生懸命やりたい子どもからすると、言わばはしごを外されたようなことになるのは、これはあまり望ましいことではないというふうに思うんですけれども、



この国スポが終わってからのそれぞれの学校での取組、強化指定校だったところが、せいで終わってしまうと、やっぱり教育的な視点からすると好ましいことではないというふうに思うんですけど、これちょっと先の話なんで、ここ、どう、こう盛り上げていてそれをいかに継続させていくのかっていうところだと思うんで。そういう課題は認識しておられると思うんですけども、今後これをどう納めていくというかね、やっていくのかっていうところは、ちょっと考え方あればお聞かせいただきたいなと思います。

○須山委員長

松本競技力向上推進室長。

○松本競技力向上推進室長

大国委員おっしゃったように、令和12年が終わった後のその次の年をどうするかというのは、この事業に限らずいろいろな事業において同様の課題がございます。それは課題として認識はしておりますけども、現時点ではそこをどのようにするかというところまでの結論は出ておりませんが、令和12年終わった後、次の年に向けての予算の中でそういった課題にどう対応するかを考えていきたいと思っております。

○須山委員長

よろしいですか。

美濃環境生活部長。

○美濃環境生活部長

若干補足をさせていただきたいと思っております。本会議の答弁のほうでもさせていただいたところではあるんですけども、この国スポが行われるまでのところ、これはお金を含めて重点的に支援をしていくという形を取っております。この過程の中で、例えば強化指定校、先ほども説明がありましたけども指導者の確保などもしております。子どもたちが競技スポーツという形でトップを目指していく、トップアスリートを目指していくという環境をしっかりと令和12年までのところにつくっていく。そのことで培われた環境であったり、それを支えて指導していただける方々、ものは確実に残っていきますので、まずはそれが一つ大きな財産として残っていくと。そのことに加えて、今と同じような強化費を出していくということは難しくなると思っております。ですから、競技団体、また競技の実情なども踏まえながら、どういう強化の仕方をしていくかということとは先ほど室長が答弁したとおり、今後も競技団体と一緒に考えていくことになろうと思っております。まずは、今足りていない、やりたいと思っている子どもたちに適切な指導ができていない環境は少なくとも改善しつつあると、そのことをその将来の子どもたちにも引き継げるように、我々大人がどう対応していくかということが課せられた課題だと考えております。

○須山委員長

大国委員。

○大国委員

将来にいかに引き継いでいくのかというところが課題だというふうにおっしゃったわけですが、国スポの在り方をどうするのかというところが知事会でも議論されている中で、自治体からすると経費がかかる、手間がかかる、マンパワーが取られる、様々な問題がある中で、見直しどうするのかという議論がされている。一方で、開催県であるがゆえに優勝、上位を目指すということで、その主に高校生年代、大人も当然選手として活躍

されますけれども、そこはかなりこう力を入れてお金も投じる中で、ともすれば、人の人生を変えかねない、左右するようなことになってしまいかねないわけなんですよね。だからそこをきちっと、本来国スポは国民全体の中でスポーツの機運を高めて、それをいかに持続していくかっていうところが課題なんだけれども、予算をつけて指導者を配置したはいけど終わった途端全部終わりみたいなことになると、これは全く国スポの本来の意味合いからすると逸れてくる話なので、どう継続させていくのかというところは引き続き真剣に考えていただきたいなというふうに思います。答弁は要りません、以上です。

○須山委員長

ほかにありますか。

高橋委員。

○高橋委員

すいません、本当に細かいことで申し訳ないんですけども、中四国伝統芸能フェスティバル in しまねですが、チケットの受け取り場所が各文化ホールなどとなっていますよね。雲南市の場合は御存じのとおりチェリヴァホールが文化ホールになっているんですが、このチケットの受け取り場所になっていないのは何か特別な理由があるんですか。

○須山委員長

伊藤文化振興室長。

○伊藤文化振興室長

こちらの中四国伝統芸能フェスティバル in しまねにつきましては、しまね文化振興財団に業務委託をさせていただいて実施をしております、入場整理券の配布場所につきましてもそういった関係でしまね文化振興財団でお願いをさせていただける場所ということでさせていただいております。

○須山委員長

高橋委員。

○高橋委員

あの、苦言を申し上げたいんですけども、できればそういうところで広くということであれば、せっかく同じようなところでやっているのであれば、そういうところでも受け取れるようにしまね文化振興財団の方をお願いしていただきたいと思います。

○須山委員長

池田委員。

○池田委員

国スポについてちょっと1点お聞きしたいんですけど、どうしても大会を運営するためにはいろんな人の手を借りなければ、ボランティアの手を借りなきゃいけないわけですけど、そこで、前回の大会と最近の直近の大会がどうなんか分かりませんが、ぜひとも19市町村でいろんな大会やるわけですから、高校生や中学生、まあ中学生以上になるとなかなか時期的にちょっと高校生3年生っていうのはなかなか難しいかもしれないけど、なるべくそういう方が参加してボランティアとか等で、その競技に参加するような、そういう機会をつくっていただいて、それがプラスになるのではないかなと思っていますが、その辺のところについてはどうお考えでしょうか。

○須山委員長

清水島根かみあり国スポ・全スポ大会準備室長。

○清水島根かみあり国スポ・全スポ大会準備室長

高校生、中学生がボランティアというか関わりについてですけれども、大会開催のときにはかなり競技会の補助員として御参加いただいて、これまで開催してる県も高校生等のお力を借りて参加をしていただいております。中学生については、各市町村さんのほうで考えられて、場合によっては参加をしていただいております。島根県でも恐らく大会運営を円滑に行うためには競技会補助員として高校生の力が必要だと思っております、教育委員会にも働きかけて参加いただくようにしたいと思っております。

○須山委員長

池田委員。

○池田委員

ぜひとも、県を盛り上げていただいて、そういう形で子どもたちが参加すれば大人も参加しますんで、そういう形でしっかりやっていただければと思います。中学生、高校生の参加をいかにして広げていくかっていうことをぜひともしっかり考えていただきたいと思っております、これは要望でございます。よろしく申し上げます。

○須山委員長

ほかにありますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○須山委員長

それでは、以上で環境生活所管事項の審査及び調査を終了します。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

委員の皆様は、引き続き委員間協議を行いますので、しばらくお待ちください。

〔執行部退席〕

○須山委員長

それでは、続いて委員間協議を行います。

はじめに、委員長報告について御相談をいたします。

今回の委員長報告に当たり、特に盛り込むべき事項があれば御意見をお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、委員長報告については委員長、副委員長に御一任いただきたいと思います、よろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○須山委員長

それでは、御異議はないようでございますので、そのように決定いたします。

次に、調査テーマのまとめについて、御相談いたします。

当委員会では、令和5年度からすくすく成長する子どもの環境づくり、島根で育む未来のためにをテーマに調査活動を行ってまいりましたが、令和6年の11月定例会において、委員長報告として取りまとめたいと考えております。本日は、委員長報告に盛り込む内容について御協議いただきたいと思います。タブレットに骨子案を載せておりますので、事務局から説明をさせます。

藤原書記。

○事務局（藤原書記）

それでは、県外調査の概要につきまして説明させていただきます。

4ページになっておりますが、まず、委員長報告の骨子案につきまして、要点の説明をさせていただきます。

まず、報告のほうを御覧ください。A4の両面刷りの資料になっております。構成としましては、調査テーマと序文、調査結果、意見・要望という形として分けております。序文につきましては、調査の趣旨である、放課後児童クラブと幼児期における身体運動における現状及び課題について記載しております。調査結果につきましては2つの項目に分けております。こちらが1ページから2、3ページまでにわたっておりますが、1番目は放課後の子どもの居場所づくり、放課後児童クラブへの取組状況について、2番目につきましては、幼稚園、保育所での特色ある運動遊びの取組状況についてこの調査結果としてまとめております。

最後に3ページ目です、意見・要望（案）についてです。大きく2点ございます。

まず、意見要望の1としましては、1、放課後児童クラブの運営機能の強化ということで（1）、（2）という形で分けております。まず放課後児童クラブの支援員等の人材確保・職場定着として、児童支援員等について長期休業以外は平日放課後の業務が主であること、給与水準が低く、不規則な就業時間であることから不安定な就労環境である。また、児童、保護者、学校への対応業務の負担も大きく、支援員等の確保、職場定着が課題となっているところから、子どもが生き生きとして安心して過ごせる放課後児童クラブの円滑な運営を行うためには、放課後児童支援員の確保、定着が肝要であるということ、引き続き放課後児童支援員等の給与の処遇改善、働きやすい職場環境を整備し、児童支援員等の確保、職場定着への支援に努めること、としております。

2点目につきましては、自主性、社会性、創造性を育む環境整備ということで、こちらのほうも放課後児童クラブ等でいろいろと話も出てきましたが、核家族化、共働き夫婦の増加に伴い、子どもの遊ぶ時間、機会、場の減少、また地域コミュニティーの希薄化により子どもの身体能力の低下だけでなく、自主性、社会性、創造性の低下が懸念されます。子どもが放課後や長期休暇において、長時間過ごす場である放課後児童クラブは子どもが安心して落ち着いて過ごせる環境整備は元より、子どもの自主性、社会性、創造性を育む環境整備を充実させることが求められますということで、意見としましては、子どもが伸び伸びと過ごせる十分な教室スペースの確保、またクラブ内における体験等、様々な活動が実現するよう環境整備を促進すること。また、環境整備だけではなく、子どもの身体能力の向上や主体的に取り組めるレクリエーションなどの遊び、地域との関わりなど様々な体験活動を実施するための支援を行うこと、としております。

また、次に4ページ、最後のページになりますが、放課後児童クラブ間での意見交換等の実施や、小学校、公民館、企業など、地域の関係者が連携し、より充実した活動を実現させるための体制づくりを支援すること。また、こちらのほうも何か所か出てきましたが、障がいのある子どもなどが個々の個性を尊重して安心して過ごせるように、各専門分野のアドバイザー派遣や放課後児童クラブスーパーバイザーとの連携をより強化し、スムーズな課題解決を図ること。

最後に、県内クラブの支援員の配置状況や運営状況の実態把握に努め、放課後児童支援

員等の配置基準、処遇改善、クラブの運営に係る財源支援等の改善を継続して国に求めていくこととしております。

2番目としましては、スポーツ、運動関係なんですけど、幼少期からの運動習慣の機会の確保、体制整備です。こちらのほうも5つの項目で要望しております、幼少期からのスポーツ、レクリエーションの活動を通じて運動への興味づけや、また習慣化を促していくことが必要であるということから、多くの子どもたちが日常を過ごす場である保育園、幼稚園、小学校、放課後児童クラブ等に対して、しまねっこチャイルドアクティブプログラム事業の普及促進に引き続き努め、また、各施設が当事業に参加しやすい環境づくりを進めること。また、2つ目が幼少期における運動習慣の効果を測るためには、どのような客観的なデータが考えられるのかを検討し、また、その上で子どもの心身の成長及び運動能力の向上により、効果的な運動遊び等への発展、また運動習慣の重要性のさらなる意識醸成に努めること。

また3ポツ目につきましては、一時的ではなく、習慣的な運動機会の確保が必要であるため、しまねっこチャイルドアクティブプログラム事業などの活動を通じて、子どもたちに限らず、当事業に参加する保護者、子育て支援施設等の職員にも幼児期からの運動習慣が与える影響や効果について積極的に情報発信し、体を動かす楽しさや大切さについて理解を深めてもらうことで、各家庭、各施設等が自主的かつ主体的に運動に取り組めるように横展開を図ること。

また4ポツ目、地域においてもスポーツを楽しむ環境づくりを醸成することで、より多くの子どもたちが体を動かす機会を得られることが期待されることから、沖縄県での調査を参考にしていますが、地域の人材を活用して巡回指導をすることで効果を上げている事例もあります。いうことから引き続き市町村や地域のスポーツ振興団体、企業等と協力し、幼児期から様々な運動遊びを楽しむことができる環境を充実させ、運動習慣の機会の拡充を図ること。

最後に、楽しみながら身体能力や運動能力の向上を図り、島根の子どもたちの心身の豊かな成長を促すことで2030年予定の国スポ・全スポへの機運を醸成するとともに、生涯スポーツの推進の一助にもつなげていくことを挙げております。以上でございます。

○須山委員長

この骨子案を基に、委員長報告を作成したいと思いますけど、いかがでしょうか。

大国委員。

○大国委員

大筋、全く異論はございません。この間、特に県内調査で出かけたときに、非常に限られた面積の中でたくさん子どもたちがひしめいているというか、非常に気になった点で、基準どおりやっていらっしやると思うんですけどもね、当然。ただ、じゃあ、改善の余地がないのかと、私は大いにあるなというふうに感じましたし、それから専用施設でないところが特にですけれども、十分な休憩のスペースが確保できなかったり、非常に狭いところだったりって非常に気になりました。この環境整備のところは1の(2)のところであつてはいますけれども、例えば休憩室の確保とか、1人当たり面積の拡大ということが具体的にあれば、より良いものになるかなというふうに思いましたので、いろいろ調査した上での意見ということで盛り込んでいただければ何よりでございます。以上です。

○須山委員長

ありがとうございます。

ほかにありますか。よろしいでしょうか。

それでは、ただいまの御意見等踏まえて、委員長報告の案分を整理したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

この場では意見がない方につきましては、今後もしありましたら10月7日月曜までに私のほうにお知らせください。よろしくお願ひします。

なお、次回の委員会は11月定例会2日目、11月26日火曜日の全員協議会終了後に開催し、委員長報告案について協議を行いたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○須山委員長

それでは、御異議ないようでございますので、そのように決定いたします。

次に、委員派遣についてですが、所管事項に係る調査活動を計画されている方があれば、委員会として派遣決定をしておく必要がありますので、お申し出ください。ありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○須山委員長

ないようでございますので、そのように取り扱います。

次に、閉会中の継続調査事件についてですが、お配りした案のとおり議長に申し出ることでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○須山委員長

それでは、御異議ないようでございますので、そのように決定いたします。

次に、その他でございますが、7月22日から7月24日に実施しました県外調査の概要をタブレットの環境厚生委員会、委員間協議の中に掲載をしておりますので、また御覧いただきたいと思ひます。

本日の予定は以上でございますが、何かほかにございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○須山委員長

それでは、これもちまして環境厚生委員会を閉会いたします。